

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第8回総会）議事録

○日時 令和4年4月12日（火） 10:00～10:30

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階 会議室

○出席者

中根会長、大滝委員、小掠委員、木村委員、久野委員、小寺委員、近藤委員、杉原委員、長瀬委員、名越委員、船戸委員、松田委員、安田委員、柚原委員、若松委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○羽場課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第8回総会を始めさせていただきます。佐藤委員が遅れておりますが、このまま進めさせていただきますと思います。

私は、東海北陸厚生局年金審査課課長補佐の羽場と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、お願ひごととなりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますこと、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますことをあらかじめご了承くださいと思います。

また、本日の総会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、所要時間を短縮し、審議会の運営に必要な議題のみを議論していただくこととしております。ご出席の委員の皆様にはマスクを着用して、審議を実施していただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。これ以降は着座にて説明させていただきます。本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、会長が議長として議事進行をしていただくこととなりますが、蜂須賀前会長が任期満了によりご退任され、会長及び会長代行が不在であることから、会長選出までの間、私のほうで議事を進行させていただきます。

今回、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員に再任及び新任された皆様につきましては、人事異動通知書を机の上に用意させていただきました。本来であれば、

皆様お一人お一人に直接、手渡しすべきところがございますが、時間の都合もありますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。恐縮でございますが、内容のご確認をお願いいたします。

なお、任期途中の委員の皆様には、人事異動通知はございませんことを、申し添えます。

続きまして、本日の会議の成立について事務局からご報告いたします。

本日は、佐藤委員がお見えになっておりませんので、委員総数 16 名に対しまして、15 名の委員の方にご出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。「座席表」「議事次第」に続きまして、資料 1「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料 2「東海北陸地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料 3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、最後に参考資料といたしまして「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご用意させていただいております。資料等に不足がございましたらお申し出ください。

○羽場課長補佐 それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員の方々をご紹介いたします。お手元に配布しております資料 1「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。大滝春義委員です。小掠めぐみ委員です。木村美恵子委員です。久野真枝委員です。小寺佐智子委員です。近藤実晴委員です。杉原孝朗委員です。長瀬紀美子委員です。中根紀裕委員です。名越陽子委員です。船戸淳委員です。松田正子委員です。安田剛委員です。柚原肇委員です。若松優佳委員です。佐藤文子委員につきましては、お見えになられていない状況です。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は 16 名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。東海北陸厚生局長の西辻です。年金管理官の桑山です。年金審査課長の櫻田です。そして私は、年金審査課課長補佐の羽場でございます。よろしくようお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、西辻局長よりご挨拶申し上げます。

○西辻局長 皆様おはようございます。年度の初めの大変お忙しい時期、こうして年金記録訂正審議会の総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から公的年金事業の推進にご尽力を賜っておりますことに対しまして重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

昨年度 1 年間、新型コロナの感染症の影響で日本全国どこでも同じですが、感染

拡大の大きな波が複数回襲ってくるという非常に厳しい状況の中で、私どもの厚生局の仕事も、オンライン形式に切り替えられるものだけでは無く、やはりどうしても中止ないしは延期せざるをえなかったものも少なくなかったところです。その中で年金記録訂正審議会部会に関しましては、委員の皆様のご理解とご協力のおかげで、予定どおり進めることができましたことを、大変感謝いたしている次第でございます。この審議会ですが、平成 27 年 4 月に第 1 回を開催いたしまして、7 年間でトータル 455 回の部会を開催しているところでございます。この間、当初未統合とされていた年金記録はたくさんあったわけですがけれども、その中の約 3,300 万件が解明されました。ただ一方で、まだ解明されていない年金記録というものがございますし、加えて昨今委員の皆様も恐らく感じておられるんじゃないかと思えますけれども、いわゆる社会保険庁時代の年金記録ということではない、わりと最近の時代の年金記録、例えば賞与の扱いであったり、加入期間の扱いであったりということに起因する訂正の請求というものも目立ってきております。もとより年金記録の正確性という意味では、それが社会保険庁時代の記録に関する部分であろうが、最近のものであろうが、適正化を追求していくという事は、全く変わらないわけでございます。とりわけ、これから高齢化が進み、ますます公的な年金の重要性自体が増していく中で、国民の皆様からの制度に対する信頼を勝ち得ていくためには、やはり記録の適正性をできるだけ確保していくということが、非常に大きな課題だというふうに思っております。そういう意味では、年金記録の訂正というものは当初スタートした時どういうふうに使われていたのかは分からないですけれども、非常に時間のかかる長く続くプロジェクトということになるのかもしれませんが、いずれにいたしましても是非年金記録の適正性の確保に向けて、今後とも委員の皆様のご忌憚のないご議論をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○羽場課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず議題 1 でございますが、蜂須賀前会長の任期が満了となりましたことから、新たに、会長を選出する必要があるでございます。お手元の参考資料の 1 ページ目の地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項をご覧ください。

本規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」と規定されています。会長の選任につきまして、どなたか、ご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小寺委員 はい。

○羽場課長補佐 はい、小寺委員お願いいたします。

○小寺委員 これまで第4部会の部会長を務められました中根委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○羽場課長補佐 ご異議がなければ、皆様からの拍手をもって会長をお願いしたいと思います。

(「拍手」)

○羽場課長補佐 中根委員よろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、中根会長に一言ご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中根会長 皆様おはようございます。本日はご多忙の中、出席していただきましてありがとうございます。本年度審議会の会長を務めさせていただきます中根です。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在世の中は、新型コロナの世界に入りまして3年目に突入しました。感染者の数はまだまだ収まらないようでございますけれども、一方で私たちの社会生活はウィズコロナということで少しずつ落ち着きを取り戻しているようにも感じられるところでございます。さてそんな中、本日ご出席いただきました委員の皆様には、国民の皆様から訂正の申し立てのありました年金記録についてご審議をいただくわけでございますけれども、私はこの委員に与えられた役割というのを、次のように考えております。

ひとつは、訂正すべき事案、これに対しては見逃すことなく適正かつ迅速に対応すること、処理すること、これが大事なことは、間違い無いことでございますけれども、それと並んで、あるいはそれ以上に大事なものは、訂正が認められないような事案に対して国民の皆様にも納得していただけるような、公正かつ公平な審議、それから丁寧な説明、これがとても大事なことはないかというふうに思っております。そうした思いを皆様とこれから共有して、1年間あたっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではございますけれども、これをもって挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○羽場課長補佐 はい、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、中根会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○中根会長 それでは、次の議題に入ります前に、前後いたしますけれども、こ

ここで本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断したいと思います。

皆様のお手元の「参考資料」3ページの「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご覧ください。

当運営規則の第9条において、4ページになりますが、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」と規定されています。

本日の議題ですが、議題1から議題2の議事及び報告事項については、特段、個人情報や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれないと判断できますので、公開することといたします。

また、事務局は当運営規則の第12条、5ページになりますが、第1項と第2項の規定により、議事要旨を記載し東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに同条第3項の規定に基づき議事録を作成してください。さらに、第4項の規定により、議事録の署名人が私の他に2名必要となりますので、柚原委員並びに安田委員を署名人として指名させていただきます。よろしく願いいたします。

○中根会長 それでは、本日の議題2に入らせていただきます。

議題2は、「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてです。資料2の下段の参考欄をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」と規定されています。

また、同規則第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」と規定され、同条第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」と規定されています。

それでは、まず、会長代行につきましては、柚原委員をご指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてでございます。事務局は「部会に属する委員一覧表」を委員の皆様配布をさせていただきます。

○中根会長 今お配りいただきました「委員の一覧表」、このとおりでお願いしたいと考えております。

第1部会は久野委員、近藤委員、佐藤委員、名越委員で部会長は名越委員にお願いいたします。第2部会は大滝委員、長瀬委員、安田委員、若松委員で部会長は安田委員にお願いいたします。第3部会は小掠委員、木村委員、松田委員、柚原委員で部会長は柚原委員にお願いいたします。第4部会は小寺委員、杉原委員、船戸委員、そして、部会長は私、中根が務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、何とぞよろしく願いいたします。

また、審議会総会は、必要な都度、私が招集することになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、報告事項として「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○櫻田課長 本年4月より年金審査課長を拝命しました櫻田でございます。着任しまして日が浅く、至らない点もあろうかとは存じますが、皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りながら業務に取り組んでまいり所存でございますのでよろしく願いいたします。それでは、着席して説明させていただきます。

お手元の資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」をご用意をお願いいたします。

この資料の数値でございますが、令和4年3月分の集計がまだ終わっておりませんので、令和3年度分につきましては令和4年2月末時点の速報値ということになっております。それではまず、1ページをご覧ください。

これは当局管内の直近3か年度の年金記録訂正請求の受付・処理状況の推移を示しているものでございます。受付件数につきましては、令和元年度は537件、令和2年度は485件、令和3年度は2月末まででございますが518件となっております。受付件数につきましては概ね500件程度で推移しているというところでございます。

なお制度別につきましては、厚生年金の受付件数が大部分を占めております。次いで国民年金、脱退手当金の順となっておりますが、国民年金については若干減少傾向というところがみられております。

この受付後の処理の流れでございますが、請求者からの訂正請求につきましては、まず初めに日本年金機構で受付し、調査確認が行われた後、厚生労働省での判断が必要とされる場合につきましては、地方厚生局こちらのほうへ送付され、地方厚生局で処理されるということになっております。

その結果、処理件数以下の欄になりますが、当局での処理件数につきましては、令和元年度は142件、令和2年度は120件、令和3年度は2月末までで114件となっており、おおむね受付件数の1/4程度は当局に送付されているところでございますが、3/4程度は記録訂正が判断できる確実な証拠があることなどにより、日本年金機構の段階で処理されている状況です。

なお、当局における事案処理の判断の状況ですが、令和2年度で言いますと、処理120件の内訳でございますが、訂正決定が52件、不訂正決定が68件であり、制度別に見ますと、国民年金は処理31件のうち、不訂正決定が28件となっております。これまでと同様、国民年金については不訂正決定が多いという傾向になっております。

なお、処理件数と受付件数ですが、処理件数については、処理した年度で数字を拾っておりますので、受付件数とは若干相違があるということになっております。

続きまして2ページをご覧ください。

これにつきましては、総務省第三者委員会にて年金記録の申し立て手続が開始されて以降の当局管内の受付件数の推移ということになります。

平成22年度の6,967件、1か月あたり581件ということで、ここがピークとして、その後は減少してきておりまして、平成30年度は221件、1か月あたり18件というところで数字が出ておりますが、直近3か年度につきましては1か月あたり50件弱の受付状況となっております。

続きまして3ページ目をご覧ください。

これにつきましては、総務省第三者委員会にて年金記録の申し立て手続が開始された以降の当局管内での処理件数の推移ということになります。先程の受付件数の推移と同様に平成22年度の6,716件、1か月あたりで560件をピークとして、その後減少しておりまして、このところは1か月あたり10件程度の処理をいただいているというところでございます。

続きまして4ページ5ページでございますが、この資料につきましては昨年12月20日に本省で開催されました第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された全国ベースでの厚生局処理事案を対象とした資料となります。

まずは4ページ目の事案類型別の状況をご覧ください。

令和2年度で見させていただきますと厚生年金につきましては、事案類型が①番の標準賞与額に係る訂正請求が67.8%、②番の被保険者期間に係る訂正請求が21.1%、③番の標準報酬月額に係る訂正請求が11.0%と言う数字でした。令和元年度も比率的にはほぼ同比率となっております。最近の厚生年金の主たる訂正請求事案につきましては、標準賞与額に係る訂正であるということがこの表から分かります。

次に国民年金につきましては、令和元年度、令和2年度におきましても⑤番の保険料納付に係る訂正請求が90%を超えるという状況ですので、このところがほとんどを占めているということになっております。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かで分けられているところですが、ほぼ全期間の訂正を求めているというものになっております。

次に5ページをご覧ください。

これにつきましては、請求者の年齢階層別の状況ということです。これも全国の令和2年度の厚生局処理事案を対象とした件数となります。

国民年金でいいますと、年金請求年齢に近い50歳から65歳からの請求が多く見られるところですが、厚生年金につきましては、賞与額の訂正請求が多いというところもあるのか、若い世代の30歳代からも請求が多いことがこの表で見とれます。

最後に6ページをご覧ください。

これにつきましては、資料の1ページ目で当局管内分の受付・処理状況を説明させていただきましたが、全国に11か所あります各厚生局・各分室ごとの令和3

年度分、令和4年の2月までになりますが、受付・処理状況を表しております。

当局の処理件数は、この⑦番の網掛けしてあるところになりますが、全国の処理件数が1,047件のところ、当局の処理件数は114件ということで、全国に占める当局の割合としては、約11%というところになっております。

以上で、訂正請求の受付・処理状況の説明を簡単ですが終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中根会長 ありがとうございました。今の資料3について、委員の皆さんから何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。何かあれば後からでもいいようございますので、質問のほうをよろしく願いいたします。以上で報告事項について終了いたします。

これで本日予定しておりました議題は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

○羽場課長補佐 中根会長、ありがとうございました。これをもちまして、第8回東海北陸地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。